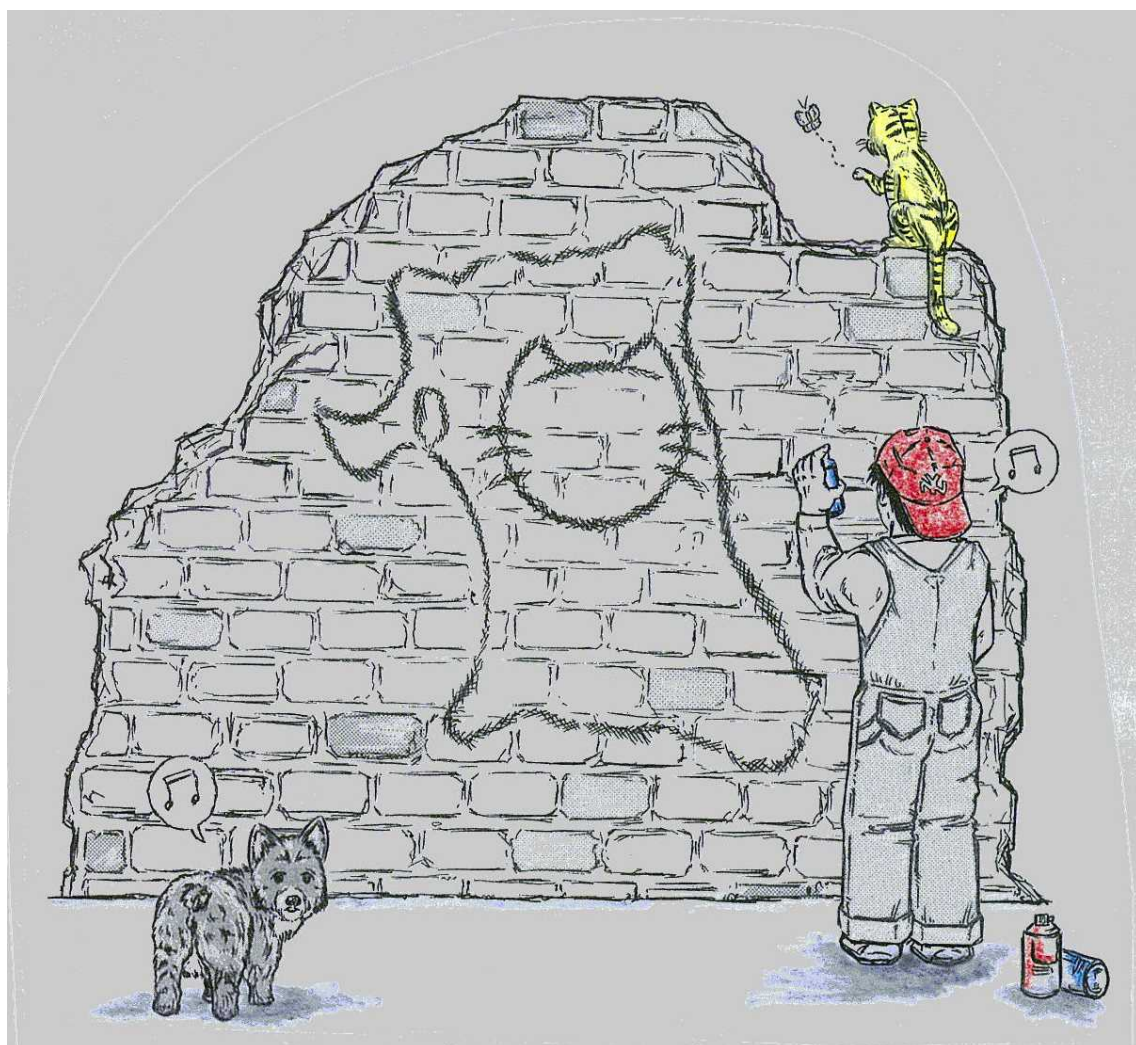


第3次秋田県動物愛護管理推進計画

－ 人と動物が調和しつつ共生する社会の形成 －



秋 田 県

■ 目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の基本的性格	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の見直し	2
第2章 秋田県の現状と課題	3
第1節 ペット動物の飼養管理の状況	3
第2節 ペット動物による被害・迷惑の現状	6
第3節 犬猫の収容状況等	8
第4節 動物に関する相談の内訳	12
第5節 動物愛護に関する普及啓発	13
第6節 動物取扱業の態様	14
第7節 動物由来感染症対策の態様	15
第8節 実験動物の飼養・管理の態様	15
第9節 災害発生時の動物救護体制の態様	16
第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念	17
基本理念	17
基本目標1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	17
基本目標2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	17
基本目標3 人と動物、動物を介して人と人とが楽しく交流する	18
第4章 重点的に推進する施策の方向	19
＜基本目標1＞ 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	19
施策1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	19
施策2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに 返還・譲渡の促進	20
＜基本目標2＞ 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	22
施策3 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止	22
施策4 所有明示（個体識別）措置の推進	24
施策5 動物取扱業の適正化	24
施策6 実験動物の適正な取扱いの推進	25
施策7 産業動物における管理の適正化の徹底	25
施策8 災害対策	26
＜基本目標3＞ 人と動物、動物を介して人と人とが楽しく交流する	27
施策9 人材育成	27
施策10 動物愛護センターを拠点とした交流の場の提供	28

第5章 計画の推進	30
第1節 県取組	30
第2節 市町村に期待する役割	30
第3節 動物愛護団体等に期待する役割	31
第4節 事業者等に期待する役割	31
第5節 動物の飼い主に期待する役割	31
第6節 県民に期待する役割	31

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本県においては、全国平均を上回るペースで少子・高齢化が進展し、核家族化も進んでいます。そうした中、飼養動物については単なる愛玩だけの対象ではなく、家族の一員として心の安らぎを与えてくれる伴侶動物としての認識が高まっています。また、子供の情操教育や高齢者の心のケアなど、教育、福祉・医療への積極的な関わりも望まれています。

その一方で、動物の飼い主などの中には動物の習性や生理を十分理解せず、また安易な餌やりや接し方により不適切な飼い方になってしまい、近隣住民がその動物たちを迷惑な存在」として捉え、さらに飼い主などに対する「不満や憤り」につながってしまうなど、行政に寄せられる苦情・相談が年々複雑かつ多様なものとなっています。

県では、平成15年3月に「あきた動物愛護管理基本構想」を策定するとともに、平成20年2月には「秋田県動物愛護管理推進計画」（平成20年度～29年度）を、さらには、平成24年9月の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正や国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）の見直しも踏まえながら、平成28年3月に「第2次秋田県動物愛護管理推進計画」（平成28年度～令和7年度。以下「2次計画」という。）を定め、動物愛護思想の啓発、犬猫の適正飼養、終生飼養、繁殖制限の指導、保護された犬猫の譲渡の推進など、動物愛護と飼養動物を取り巻く生活環境改善の取組に力を入れてまいりました。

このような中、平成31年4月の秋田県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）の開設、令和元年6月の動物愛護管理法の改正、及び令和2年4月の国の基本指針の見直しを踏まえ、多様化する県民意識や少子高齢化の状況変化、さらには災害時の犬猫の同行避難対応など、「人と動物が共生する社会の実現」に向けて、併せて「犬猫の殺処分ゼロ」を目指すなど、県民、関係機関・団体等が連携、協力し総合的な取組を進めていくこととし、2次計画を見直し、「第3次秋田県動物愛護管理推進計画」（令和3年10月～13年3月。以下「3次計画」という。）を策定することとしました。

今後は3次計画を基本として、飼い主や動物取扱業者等だけではなく、県民一人ひとりが動物愛護と動物福祉についての理解を深めていただき、人と

動物が仲良く快適に暮らし、動物を介して人と人との交流する場が増え、心豊かな生活を送ることができる地域社会を構築していく必要があります。

第2節 計画の基本的性格

3次計画は、2次計画に引き続き「人と動物が調和しつつ共生する社会の形成」を基本理念とし、動物愛護及び管理に関する施策の方向性を示すものであり、県が実施する施策のほか、動物愛護団体やボランティア、事業者等に期待される主体的な取組のほか、飼い主や動物との生活を共にしている県民の皆様に期待する役割についても盛り込んでおります。

第3節 計画の期間

3次計画の期間は、令和3年10月から令和13年3月までとします。

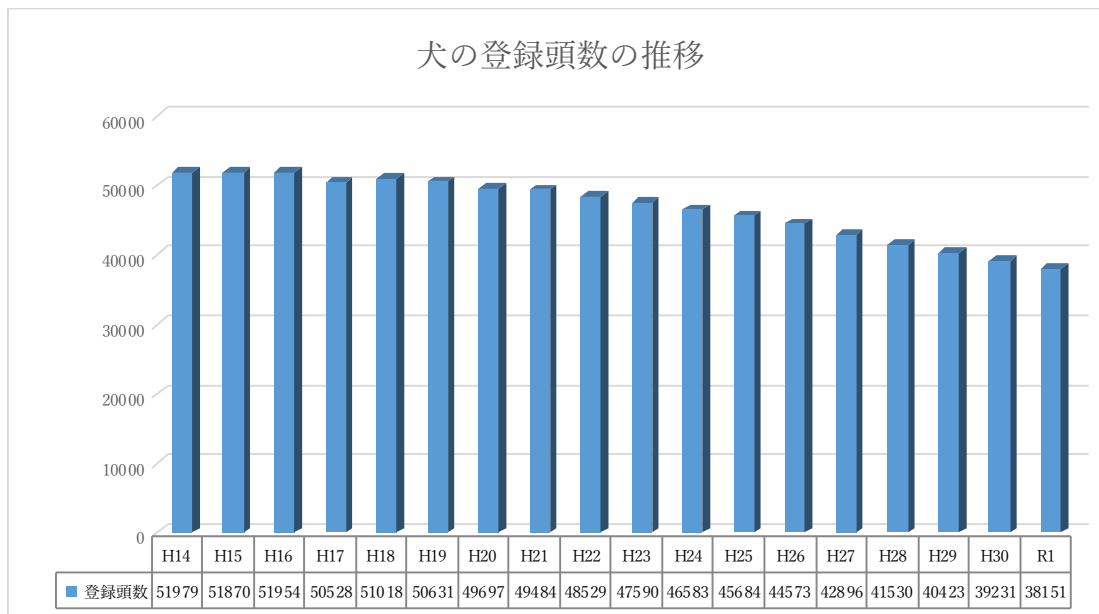
第4節 計画の見直し

社会情勢の変化に的確に対応するため、3次計画策定後の施策の進捗状況や目標の達成状況について検証等を行いながら、必要に応じて計画期間中であっても必要な見直しを行います。

第2章 秋田県の現状と課題

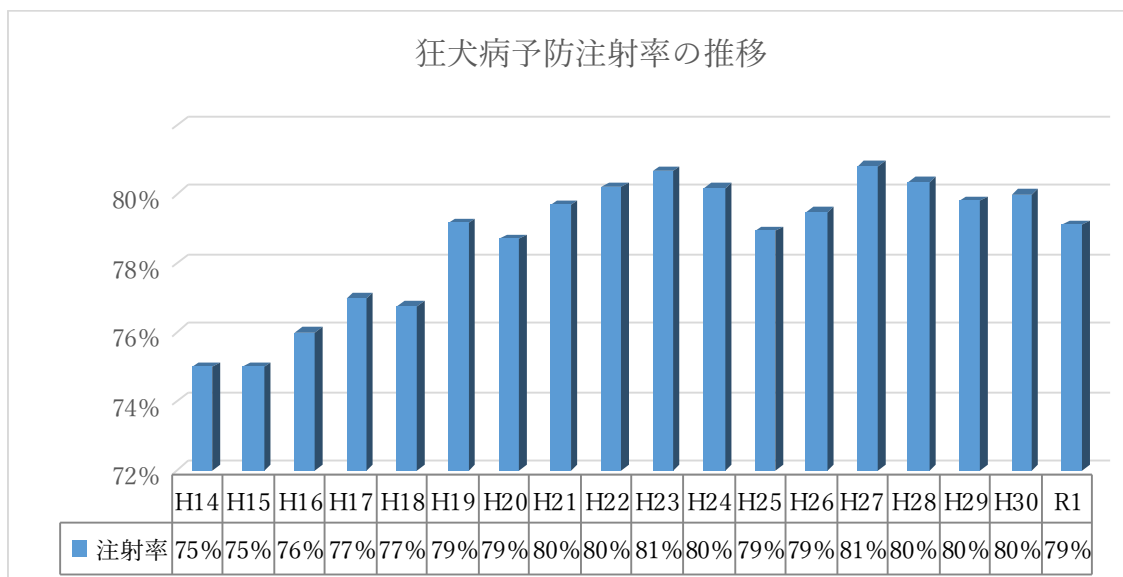
第1節 ペット動物の飼養管理の状況

1 犬の登録頭数と狂犬病予防注射実施状況



秋田県（中核市の秋田市を含む。以下同じ。）の令和元年度における犬の登録頭数は38,151頭で、全県の世帯調査数から算出すると約10世帯に1頭の割合で犬が飼われていると推定されます。

また、犬の登録頭数を年度別に見てみると、平成14年度以降、減少傾向にあります。



令和元年度の狂犬病予防注射実施頭数は 30,178 頭で、接種率は 79%となっています。

予防注射を実施しなかった理由としては、老齢や病気治療中であるという理由のほか、①狂犬病予防注射が義務付けられていることを知らない、②他の感染症ワクチン接種と混同している、③室内飼養なので狂犬病予防注射は必要がないと誤解している、④狂犬病予防注射手数料に対して抵抗があるなどの理由が挙げられます。

【課題】

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施については、市町村などとの協力により、その必要性を様々な機会をとらえて啓発し、引き続き犬の登録と予防注射接種率の向上を目指す必要があります。

2 幼稚園、小学校での動物飼養の状況

平成 19 年度の調査では、県内の幼稚園と小学校の約半数が、情操教育あるいは教材、愛玩などの目的で、ニワトリやインコなどの鳥類、ウサギ、ハムスター、カメなどの動物を飼養していましたが、近年の高病原性鳥インフルエンザやカメが保有するサルモネラ属菌など人獣共通感染症の発生などにより、ほとんどの学校で飼養がみられなくなりました。

【課題】

子供の頃から動物にふれあうことは、その後の人生において相手を思いやること、優しさの醸成など良い影響を与えると期待されていることから、幼稚園や小学校においても動物とのふれあい体験等を通じて、命の大切さや思いやりの心を育む取組を推進していく必要があります。

3 特定動物の飼養状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

主な特定動物	主な許可施設	飼養頭数
クマ科	動物園 水族館 クマ牧場	72
オナガザル科	動物園	108
イヌワシ	動物園	10
チンパンジー属	動物園	5
ネコ科	動物園	9
オオカミ	動物園	2
アフリカゾウ	動物園	2
キリン	動物園	2
ヒクイドリ	個人の愛玩観賞用	1
ワニガメ	個人の愛玩観賞用	1
ボアコンストリクター	動物園	3
にしきへび科	個人の愛玩観賞用	4
合 計		219

平成 18 年 6 月 1 日から動物愛護管理法の改正により、人の生命、財産等に危害を与えるおそれがある一定の動物（特定動物）の飼養・保管について許可

制度が導入されました。

また、令和2年6月からは、特定動物が交雑した動物の飼養・保管についても、許可の対象となりました。

(表1) 交雑種の範囲

該当性	交配内容 (親の組み合わせ)	
特定動物に該当 ＝交雑種 (第1世代)	①	政令で定める動物 A×政令で定める動物 B
	②	政令で定める動物×非特定動物
	③	政令で定める動物×交雑種 (第1世代) ※1 ※1 ①又は②
特定動物に該当しない ＝交雑種 (第2世代) 等	④	交雑種 (第2世代) ※2＝ 交雑種 (第1世代) ×交雑種 (第1世代) ※2 ①～③いずれか同士の子
	⑤	交雑種 (第1世代) ×非特定動物

令和2年5月1日付け環自総発第2005011号

令和2年3月31日現在の法律に基づく飼養許可状況は7施設(常時設置)で、19種類の動物が219頭飼養されています。その多くは動物園などの展示施設ですが、個人による飼養も4施設あり、ヘビやヒクイドリ、ワニガメが愛玩観賞用として飼養されています。

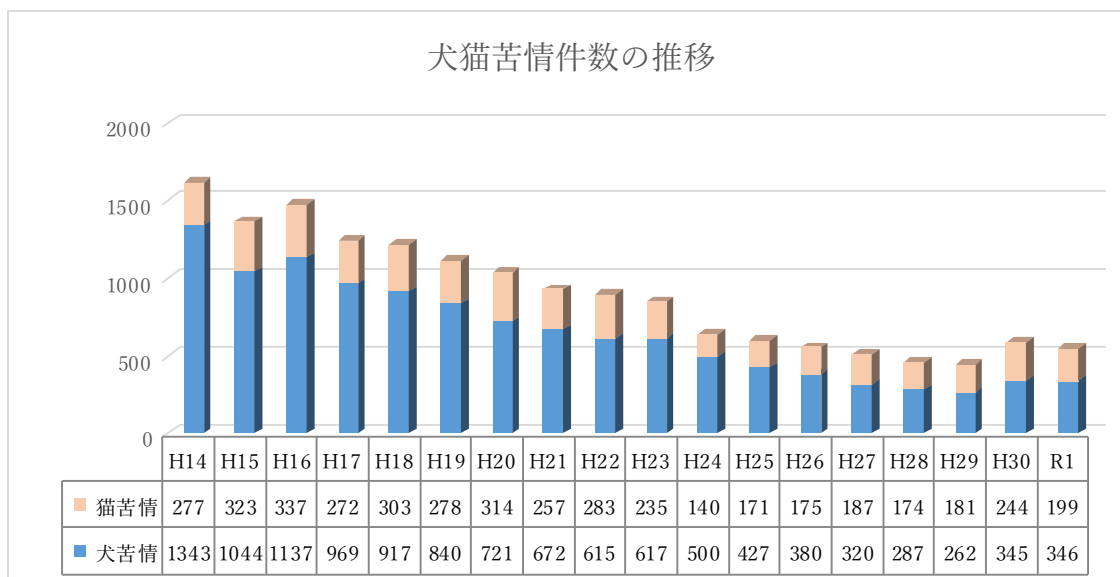
【課題】

特定動物については飼養実態を的確に把握し、監視・指導により適切な飼養管理の徹底を図ることが重要です。そのためには許可制度についての周知徹底に努め、無許可飼養者を排除する必要があります。

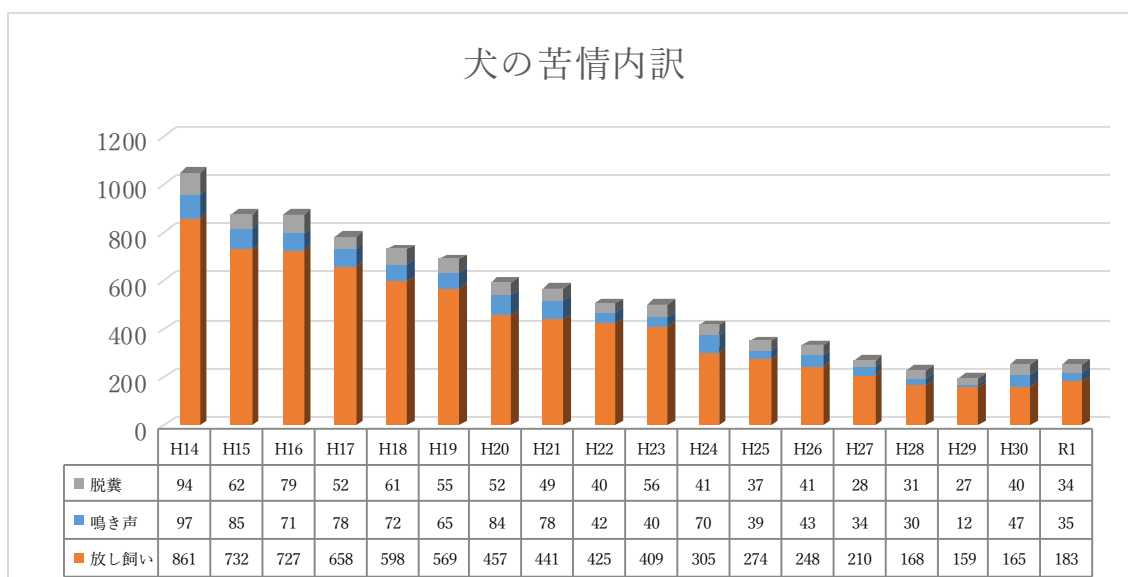
また、飼養者に対し、災害時などに動物が脱出し、人に危害などが生じないよう日頃から対策を講じ、施設管理の徹底を求めている必要があります。

第2節 ペット動物による被害・迷惑の現状

1 犬・猫に関する苦情件数の推移

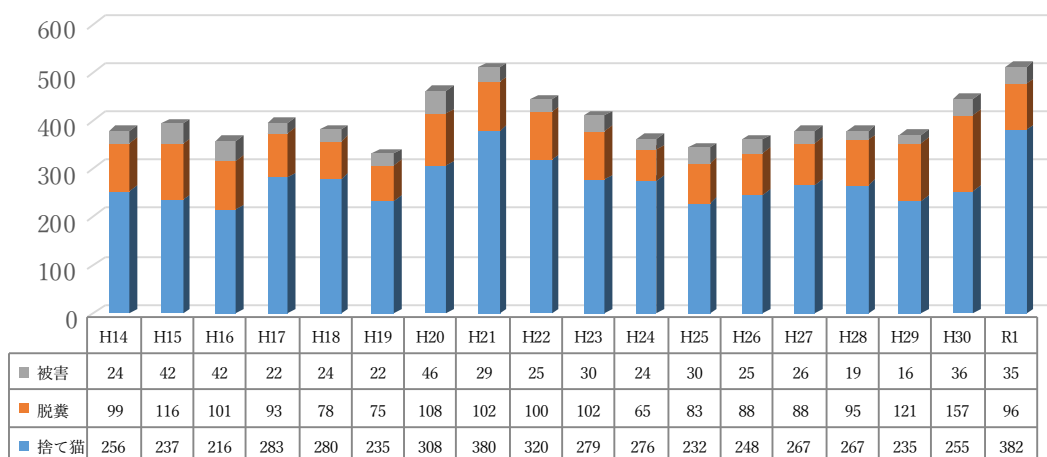


犬と猫に関する苦情受理件数は、1次計画が制定された平成20年度は1,035件（犬：721件 猫：314件）、2次計画が制定された平成26年度は555件（犬：380件 猫：175件）でした。平成29年度までは犬猫共に減少していましたが、平成30年度は増加に転じ、令和元年度は545件（犬：346件 猫：199件）でした。



犬の苦情・相談としては、例年、放し飼いにすることが最も多く、次いで鳴き声や脱糞にすることがこれに続いています。

猫の苦情内訳



猫については、捨て猫や飼い主不明猫に関する苦情・相談が最も多く、次いで徘徊する猫の脱糞による悪臭、農地や庭園などの被害に関する苦情などが寄せられています。

また、捨て猫や徘徊する猫に、安易にえさを与えることにより、子猫が産まれるなど、飼い主不明猫のさらなる増加につながり、付近住民から苦情や困りごと相談が寄せられるケースが多数見られます。

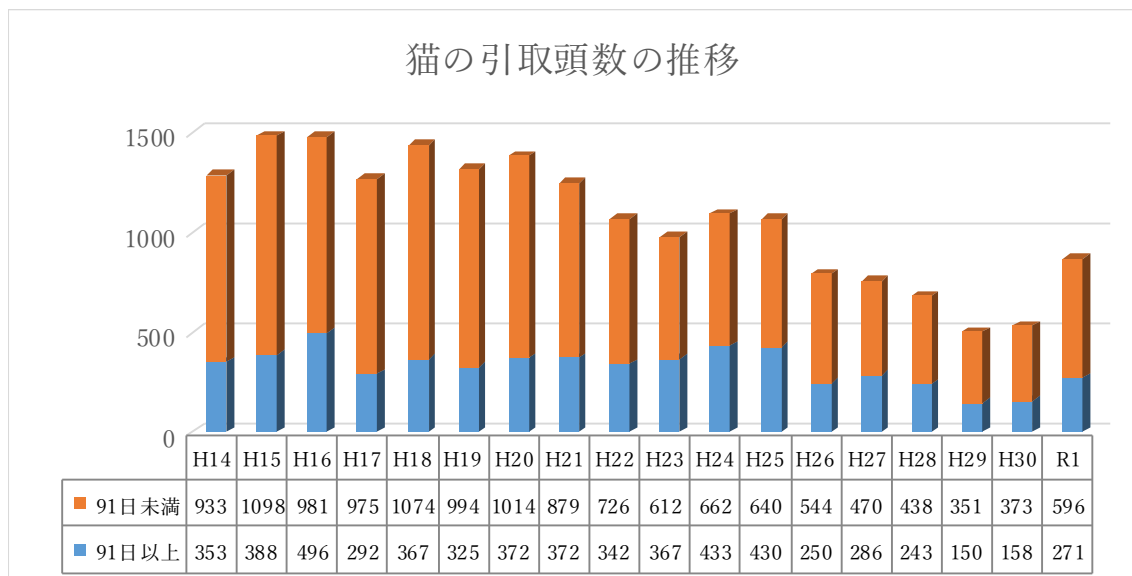
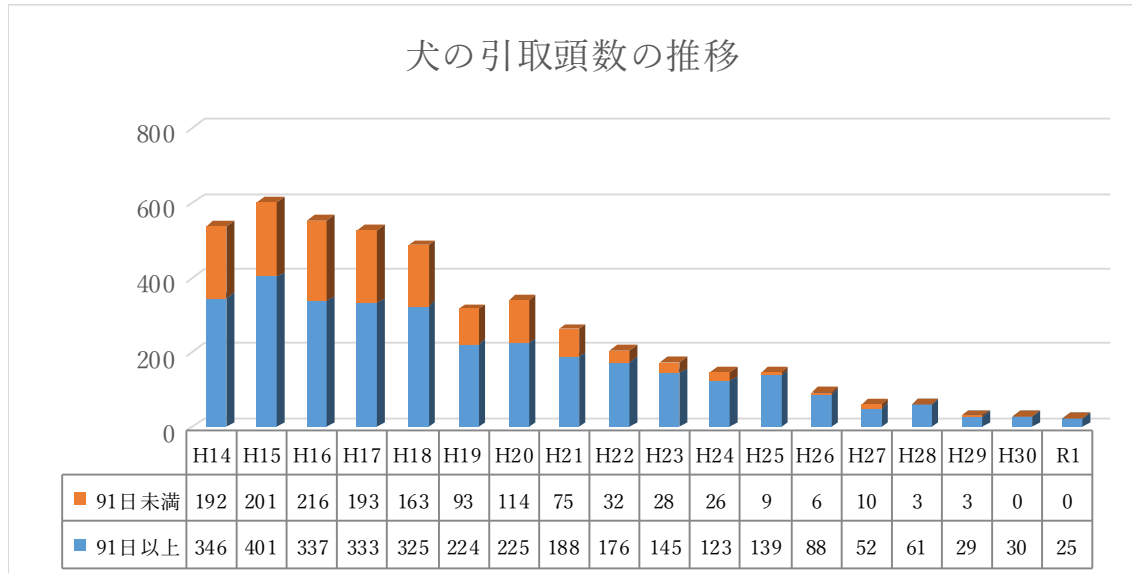
【課題】

平成 31 年度に動物愛護センターが開設し、動物愛護行政に対する県民の関心や対応への期待の高まりが犬猫に関する苦情や相談の増加につながっていると推定されます。引き続き動物愛護と犬猫の適正飼養について、あらゆる機会を通じて普及啓発を積極的に推進していく必要があります。

保健所や動物愛護センターなどに寄せられる個別の苦情や相談の機会を捉え、関係者には犬猫の飼い方・接し方の見直しや周辺住民への配慮、動物の病気予防や繁殖制限、猫の室内飼養、交通事故防止の対応など、具体的な対処・改善方法について啓発するとともに、市町村、警察署、町内会、関係団体などとも情報を共有し、地域の犬猫に関するトラブル防止につなげていく必要があります。動物愛護センターで実施している「犬のしつけ方教室」、「命の教室」、「犬猫の譲渡」などの事業や関係団体等との連携により開催する行事などにおいても、終生飼養、繁殖制限、所有者明示や個体識別措置の重要性について正しく理解していただくよう啓発に工夫を加えていく必要があります。

第3節 犬猫の収容状況等

1 犬・猫の引取りの状況



犬と猫の引取り頭数は、令和元年度は、犬では25頭（成犬：25頭 子犬：0頭）、猫では867頭（成猫：271頭 子猫：596頭）で、平成20年度からの推移をみると、犬は年々明らかな減少が見られるものの、猫は平成29年度までの減少傾向が、平成30年度からは増加に転じております。

令和元年度に引取られた犬・猫の内訳として、生後91日未満の子犬は0%でしたが、子猫は約69%と非常に高くなっております。

【課題】

犬猫の引取りについては、子猫の引取り頭数を減少させる施策が必要であ

り、望まれない命がつくられることのないよう、様々な機会を通じて積極的に不妊去勢手術の必要性を啓発していくことが重要です。

また、子猫が発見されるケースとしては、特定の飼い主がいない猫で、地域を徘徊している猫を見かける場合が多く、市町村や地域住民の理解と協力を得て、飼っている猫の室内飼養や繁殖制限、外を徘徊する猫に対し安易な餌やりをしないことなどを啓発する必要があります。

2 犬の捕獲・抑留頭数と返還状況

年 度	捕獲・抑留頭数	返還頭数	返還率
平成 22 年度	308	95	31%
平成 23 年度	256	92	36%
平成 24 年度	239	71	30%
平成 25 年度	172	67	39%
平成 26 年度	156	76	49%
平成 27 年度	140	64	46%
平成 28 年度	123	53	43%
平成 29 年度	120	50	42%
平成 30 年度	119	55	46%
令和元年度	109	37	34%

犬の捕獲・抑留頭数は年々減少しており、令和元年度は平成 22 年度の約 1／3 の 109 頭でした。逸走等で紛失や迷子になった犬が捕獲・抑留され飼い主に返還された割合（返還率）は、30～50%で推移しており、令和元年度は 34%になっています。

【課題】

犬には鑑札を装着しなければなりません、これを含めた所有者明示の実施率は、国による平成 22 年度の調査では、全国で犬が約 36%、猫が約 20%にとどまっています。令和元年度に返還になった 37 頭の殆どは飼い主やその家族が保健所や動物愛護センター等に紛失の問い合わせをしたことにより飼い主が判明したものでした。首輪に鑑札や迷子札装着などにより所有者明示がなされていない犬や猫は、飼い主を特定する方法がなく、本人からの問い合わせなどがない限り、返還には至っていない状況です。

犬の捕獲・抑留や猫の保護・収容については、飼い主に対して係留等の管理を徹底していただくとともに、飼い犬・猫の返還率向上につながるよう、犬の鑑札に加え、迷子札やマイクロチップの装着による所有者明示を徹底してもらうための啓発を一層強化する必要があります。

また、捕獲・抑留犬に関する情報提供については、現在、収容犬情報として保健所等がホームページに掲示しておりますが、SNS等の活用により広く公開し、飼い主への返還の機会を少しでも増やすことが必要です。

3 負傷動物の対応状況

年 度	負傷動物搬入頭数		返還頭数	
	犬	猫	犬	猫
平成 22 年度	19	41	3	0
平成 23 年度	20	29	6	0
平成 24 年度	6	57	0	0
平成 25 年度	6	62	2	1
平成 26 年度	6	50	4	2
平成 27 年度	1	66	1	1
平成 28 年度	6	54	3	2
平成 29 年度	3	47	1	0
平成 30 年度	9	65	7	0
令和元年度	4	79	1	1

令和元年度の負傷動物の搬入状況は、犬が 4 頭、猫が 79 頭でした。係留義務のない猫は犬の約 20 倍多く搬入されています。動物愛護センターでは秋田市を除く県内全域で負傷・衰弱した犬猫が発見された際、発見場所を管轄する保健所などの協力得て保護・収容し、当該負傷動物に対し、苦痛軽減や応急処置のための加療等を実施しておりますが、重篤な状態のため安楽死処分を選択しなければならない事例も多く見受けられます。

【課題】

負傷動物の対応については、動物愛護センターにおける治療設備の充実と開業獣医師などとの連携による研修や技術的研鑽が必要です。また、祝祭日や保健所等の業務時間外での負傷動物発見への一次収容対応には、引き続き地元警察署や市町村などとの連携を図り対処する必要があります。

4 犬・猫の譲渡の状況

年 度	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
平成 22 年度	21	15	5	37
平成 23 年度	25	15	4	27
平成 24 年度	25	9	3	25
平成 25 年度	17	8	1	12
平成 26 年度	14	5	4	19
平成 27 年度	27	0	5	24
平成 28 年度	52	5	14	163
平成 29 年度	44	14	26	178
平成 30 年度	53	9	34	197
令和元年度	54	4	87	401

動物愛護センターでは、平成 19 年度から譲渡制度のマニュアルを整備し、治癒の見込みがない負傷や病気、苦痛が著しい、攻撃性がある等、一般家庭の飼養に適さない犬、猫を対象から除いて、適正飼養や終生飼養の実施に理解のある県内の譲渡希望者に譲渡しています。

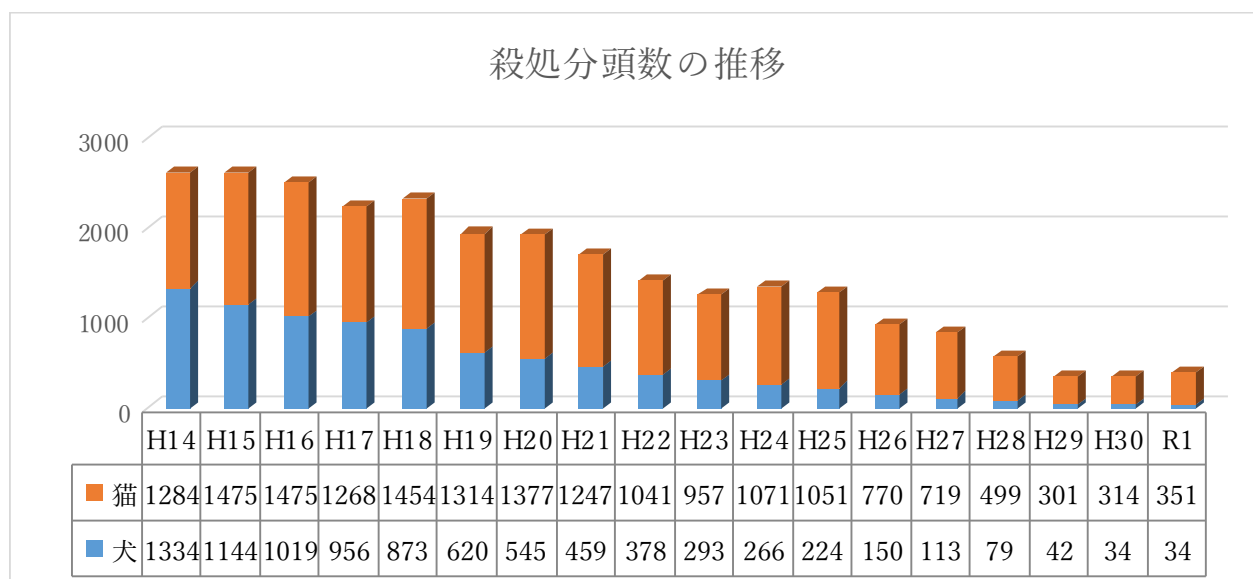
また、平成 28 年度からは団体譲渡を開始したほか、令和元年度の動物愛護センターの開設等により、犬猫ともに譲渡頭数が著しく増加しています。

【課題】

犬猫の殺処分頭数を減少させるためには、犬の捕獲・抑留と、特に猫の引取り頭数を減らすこと、返還率向上や譲渡を推進させることが重要です。

譲渡については、成猫では健康チェックや感染症予防、人慣れなど個体によっては保護・収容から譲渡までに相当の時間を要する場合があるほか、各個体の特性を考慮しつつ譲渡先の家族の状況なども想定しながら譲渡適性を判断することとしています。また、生まれて間もない幼弱な個体では、哺乳による保育が必要であることなどから、引き続き、ミルクボランティアなど、預かりボランティアの拡充など、県民との協働による譲渡対応の充実に向けた取組みが必要です。

5 犬・猫の殺処分状況



犬と猫の殺処分頭数の合計は、年々減少しここ数年は 340～390 頭と平成 20 年度に比べ約 20%にまで減少しています。しかし、猫については、平成 30 年度からはやや増加の傾向がみられます。

【課題】

犬猫の殺処分頭数を減少させるためには、犬の捕獲・抑留と猫の保護・収容、特に猫の引取り頭数を減らす必要がありますが、そのためには、少子高齢化の

本県の特性や生活様式の変化を踏まえつつ、改めて犬猫の適正飼養、終生飼養、繁殖制限、飼い主明示の重要性を、動物愛護センターを中心に各保健所や市町村などと連携し周知していく必要があります。また、返還率の向上や譲渡事業の拡大についても、広報や周知の手段や方法、県民との協力体制の構築などに取り組む必要があります。

第4節 動物に関する相談の内訳

1 犬猫の相談受理状況

	紛失・保護	引取り相談	譲 渡	飼い方
平成 22 年度	702	505	231	112
平成 23 年度	700	474	131	116
平成 24 年度	809	420	105	92
平成 25 年度	734	400	130	96
平成 26 年度	592	324	141	88
平成 27 年度	556	262	180	84
平成 28 年度	535	328	132	60
平成 29 年度	527	284	116	90
平成 30 年度	566	248	143	43
令和元年度	557	388	158	66

最も多い相談は、「飼っている犬や猫がいなくなってしまった」あるいは「迷子の犬や猫を保護している」など、犬猫の紛失や保護に関することで、次いで「犬や猫を飼えなくなってしまったので引取って欲しい」、その他「犬を飼いたいが譲渡制度について教えてほしい」などの相談も多く寄せられています。

令和元年度は、上記相談内容に加え、「徘徊や迷子になっている犬猫を一時的に保護したが長くは飼えない」との引取り相談や、「保健所等で保護されている犬猫の譲渡を希望したい」といった譲渡相談が増えている傾向があります。

【課題】

紛失や保護した犬猫については、ホームページやメディアを通じて広く情報提供することが必要です。また、犬猫の引取りに関しては、事情を十分聞き取りしながら飼い主責任として終生飼養などの重要性を、さらに啓発していくことが必要です。

犬猫の飼い方に関する相談などでは、動物愛護推進員や犬猫販売業者などからも助言等の協力が得られるよう体制整備の検討が必要です。

第5節 動物愛護に関する普及啓発

1 犬のしつけ方・ふれあい教室の開催状況

年 度	動物愛護センター、県保健所				秋田市保健所	
	しつけ方教室 (譲渡時講習を含む)		ふれあい事業 (命の教室を含む)		しつけ方教室	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
平成 22 年度	51	748	32	2,780	11	195
平成 23 年度	54	544	40	2,398	5	171
平成 24 年度	58	545	19	567	9	209
平成 25 年度	43	497	17	659	12	217
平成 26 年度	30	471	20	1,158	7	249
平成 27 年度	49	527	18	727	7	183
平成 28 年度	68	565	17	550	6	116
平成 29 年度	57	384	9	630	9	209
平成 30 年度	62	436	12	481	5	134
令和元年度	386	870	52,070 人※		6	124

※動物愛護センターの来場者として

県内全域において、動物愛護センターと保健所が犬のしつけ方・ふれあい教室を開催しています。しつけ方教室は、パートナー犬が模範となる実技を行うだけでなく、各家庭でしつけや問題行動に悩んでいる飼い主が犬と一緒に来場し、実技などを体験しながら学ぶことができます。

また、学校で開催している「命を大切にすることを育む教室」は、小中学校等に出張し、総合学習や道徳の時間として開催し、生徒、保護者、先生から「人と動物の命の尊さを学ぶことができる授業」として高い評価をいただき、開始以来 12 年間で延べ約 2.5 万人の児童や生徒が受講しております。

2 県内の動物愛護団体の状況

1	公益社団法人 秋田県獣医師会
2	公益社団法人 秋田犬保存会
3	公益社団法人 日本愛玩動物協会
4	特定非営利活動法人いぬ・ねこネットワーク秋田
5	動物福祉ボランティア協会
6	日本捨猫防止会
7	秋田地域猫の会

令和 2 年 4 月 1 日現在、県と協力して事業を実施している動物愛護団体は、法人格を有するもの 4 団体、その他 3 団体があります。動物とのふれあい活動や適正飼養、不妊去勢手術の普及啓発、新しい飼い主探しなど、様々な動物愛護活動を行っております。

【課題】

しつけ方教室のインストラクターは、動物愛護精神に則ったうえで、動物にも人にも安全な方法により指導をしていただく必要があります。

そのためには、地域で活動するボランティアに対する研修会を開催し、その人材育成に努めていく必要があります。

学校で開催している「命を大切にする心を育む教室」は、動物とのふれあいを通じて命の大切さや動物の適正飼養について学んでいただくことが重要で、今後も継続して実施することが望めます。さらに、深刻化するノラ猫問題などもとらえ、「猫の習性や生理」についても学べる教室として展開することが望めます。

動物愛護団体とは、しつけ方・ふれあい教室や動物の譲渡など、動物愛護に関する施策をより一層推進するため、団体の活動への支援とともに、関連事業には協働で取り組んでいく必要があります。

第 6 節 動物取扱業の態様

1 第一種動物取扱業の登録状況 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

業 種	件 数	主な営業形態
販 売	200	ペットショップ、ブリーダー
保 管	210	ペットホテル、トリマー、ペットシッター
貸 出 し	45	ペットレンタル
訓 練	33	訓練所、出張訓練
展 示	124	動物園、水族館、ふれあいの提供
譲 受 飼 養	1	老犬ホーム
合 計	613	

2 第二種動物取扱業の届出状況 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

業 種	件 数	主な営業形態
譲 渡 し	5	犬猫の譲渡し
保 管	1	〃
訓 練	1	〃
展 示	2	公営公園
合 計	9	

令和 2 年 3 月 31 日現在、動物愛護管理法に基づく第一種動物取扱業の登録件数は 613 件（407 施設）で、登録制度が導入された平成 20 年度の 385 件（250 施設）に比べると約 1.6 倍に増加しています。

営業形態としては、トリミングサロンやペットホテル等、ペットの預かりを行う保管業者が多く、次いで犬猫等販売業者が続きます。

第一種動物取扱業者の増加に伴い、購入後間もない動物の病気などに関するトラブルが発生しています。

また、動物取扱業者の不適切な飼養管理に関する苦情も寄せられています。

【課題】

動物販売業者が適正な飼養管理をするよう計画的な監視を行うとともに、購入者に対し動物の習性等に関する情報提供や適正飼養について、正しく説明するよう指導していくことが必要です。

第 7 節 動物由来感染症対策の態様

国内での犬における狂犬病の発生は、50 年以上確認されておりませんでした。平成 18 年 11 月にフィリピンで犬に咬まれ、帰国後に発症した方が亡くなっています。また、平成 24 年には狂犬病清浄国といわれていた台湾で犬や野生動物の狂犬病が発見されています。さらに、令和 2 年 6 月には、フィリピンで犬に咬まれ、入国後に発症した方が亡くなっています。

狂犬病発生時には、動物愛護センターや保健所、市町村、獣医師会などが連携して、直ちに感染症対策を実施する必要があることから、県では、平成 19 年 4 月に「狂犬病（疑い）発生時における対応マニュアル」を作成しました（平成 27 年 7 月改定）。

また、県内では、平成 18 年に動物ふれあいイベントにおいて、展示動物から、人へ細菌感染した事例が確認されています。

【課題】

海外から狂犬病の動物や病原体が侵入したときに備え、動物愛護センター、保健所、市町村、獣医師会などが連携し、迅速に感染の拡大防止を図るための実地訓練及び机上訓練が必要です。

また、他の動物由来感染症対策として、動物取扱業者や展示施設などに対し、人獣共通感染症防止のための衛生指導と監視を実施する必要があります。

第 8 節 実験動物の飼養・管理の態様

県内には、実験動物を取扱う施設として大学や研究施設があります。これらの施設に対して、県では実験動物の取扱いや管理の適正化を徹底するよう、文書などにより指導を行っています。

【課題】

実験動物を取扱う各施設に対して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守や「停電等緊急時の計画」の策定状況を確認する必要があります。

第9節 災害発生時の動物救護体制の態様

災害発生時における動物救護活動と特定動物の管理については、秋田県総合防災計画に基づき、平成23年2月に「秋田県災害時動物救護活動マニュアル」を作成し、公益社団法人秋田県獣医師会と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しております。

また、平成29年度からの、AKITA防災キャンプフェスにおけるペット防災に係るブースの設置、平成30年度には、環境省との共催による発災時のペットに係る「広域支援・受援体制に係るモデル図上訓練」の開催、令和元年度には、県立横手高校定時制課程の避難所開設訓練におけるペット同伴避難訓練の実施等、ペット防災に係る取組を実施しております。

【課題】

動物救護活動の具体的マニュアルの策定と、被災を想定した訓練を行うことや、動物の飼養者に対し、犬の鑑札や注射済票、迷子札、マイクロチップを装着するなどの啓発を実施していく必要があります。

また、災害時は飼い主責任を基本とした同行避難や避難時の動物の飼養管理など、地域の実情や災害の状況に応じた対策がとれるよう体制の整備を図ることが求められます。

さらに、災害時には特定動物の逸走による周辺住民への危害防止など危機管理対策を講じる必要があります。

第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念

＜基本理念＞

人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

人と動物が、なかよく、快適に暮らし、動物を介した心豊かなライフスタイルの創造ができる場と機会が提供されている社会を形成するため、次の3つの基本目標を定め、この目標に基づき各種の施策を展開してまいります。

＜基本目標1＞

動物の生命を尊び慈しむ心を養う

県民一人ひとりが命の尊さを認識し、動物も命あるものとして慈しむ心を養うことにより、友愛に満ちた平和な社会が築けるよう、意識の高揚を図ります。

将来像: 県民一人ひとりが、動物の生命を尊重する意識が向上している

数値目標: 犬と猫の殺処分数ゼロを目指す。

令和元年度	→	令和12年度
388 頭		0 頭

＜基本目標2＞

動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ

県民が動物による危害の発生防止に配慮しつつ、健康でよくしつけられた動物とともに末永く生活できるよう、動物の習性や生理などを考慮した正しい飼い方とふれあいの方法を学べる支援体制を整備します。

将来像: 飼養者が社会的責任を自覚し、動物が適正に飼養されている

数値目標: 犬と猫に関する苦情件数を半減させる。

令和元年度	→	令和12年度
545 件		270 件

<基本目標3>

人と動物、動物を介して人と人々が楽しく交流する

県民が動物を介して、楽しく自由に交流や活動ができる場を提供します。

将 来 像: 県民が動物とふれあうことのできる場が多数提供されている

数値目標: 犬や猫とのふれあい事業の参加人数を約 1.2 倍にする。

令和元年度	→	令和 12 年度
52,070 人		60,000 人



第4章 重点的に推進する施策の方向

＜基本目標1＞ 動物の生命を尊び慈しむ心を養う

施策1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

1 動物愛護思想の普及啓発の推進

県民が動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、動物に関して正しい知識を得たり、正しく理解したりすることができるよう啓発資料を配布するなど、様々な機会をとらえて動物愛護思想の普及啓発をしてまいります。

さらに、動物愛護に対する理解を定着させるため、動物愛護推進員や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会、動物取扱業者、市町村などと連携し、動物とのふれあいやキャンペーン、イベント、動物愛護功労者の表彰などの啓発事業を実施し、動物愛護への取組を促進します。

なお、明らかに遺棄や虐待と判断される事例については、警察との連携により厳しく対応してまいります。

具体的取組

- 動物愛護フェスティバルの開催
- テレビ、ラジオ等のメディアによる啓発
- ポータルサイトによる動物愛護に係る情報の発信

2 「命を大切にすると心を育む教室」の充実

動物愛護推進員や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会、市町村及び教育機関との連携により、動物とのふれあいによる命の大切さを学ぶ教室を展開してまいります。

特に、猫については習性や生理を正しく理解したうえで、室内飼養など、正しい飼い方のみならず、餌やりや多頭飼育の問題点等について学べる教室とします。

また、動物の負担軽減のため、教室のオンライン化や、動物を使用しない開催方法について、検討してまいります。

具体的取組

- 命の教室のカリキュラムの充実
- 学校等のほか動物愛護センターで定期的に開催
- 阿仁熊牧場「くまくま園」での開催

施策2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の

促進

1 しつけ方教室等を通じた啓発

「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」のためには、飼い主一人ひとりが動物に関する知識をさらに深める必要がある。適正飼養及び終生飼養に加えて、繁殖制限のための不妊去勢手術の重要性について、動物愛護フェスティバルやしつけ方教室、ふれあい教室、命を大切にする心を育む教室、狂犬病予防注射会場、譲渡講習会及び動物取扱責任者研修など、あらゆる機会を通じて啓発してまいります。

具体的取組

- しつけ方教室の開催数と実施内容の充実
- 譲渡犬猫同窓会開催とメディアを通じた情報発信

2 犬猫の殺処分数の減少

犬猫の返還及び適正な譲渡を積極的に進めるとともに、飼い主責任の徹底や無責任な餌やりによる飼い主のいない猫の増加防止などによる引取り数を減少させることにより、殺処分数を減らしてまいります。

具体的取組

- 飼い主責任の徹底などによる引取り数の減少

3 負傷動物への治療体制の構築

交通事故等により負傷した状態で収容される動物が、年間を通じて多数います。収容した負傷動物の多くは瀕死状態のものが多く、安楽死処置せざるを得ない事例が大半ですが、獣医師会などとの連携により、獣医療に基づく治療体制を構築することで、一頭でも多くの動物の命を救うことに努めてまいります。

具体的取組

- 獣医師会等との協力体制の構築
- 動物愛護センター等における治療体制の充実

4 獣医師による虐待の通報の義務化の周知徹底

動物愛護管理法の改正により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ります。

具体的取組

- 獣医師会、警察等との協力体制の構築
- 職員による動物虐待に係る研修等の実施

5 譲渡の推進

捕獲・抑留及び引取られた犬猫が新たな飼い主のもとで適正に飼養されるよう、譲渡を推進してまいります。譲渡の推進については、動物愛護推進員や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会、市町村などと協働しながら、広くポータルサイト等による情報提供を行うとともに、団体譲渡や幼弱齢猫の保育後譲渡など、より効果的な譲渡システム（仕組み）を構築してまいります。

具体的取組

- 譲渡犬猫の同窓会を活用した譲渡事業のPR
- ミルクボランティアと協働
- 団体譲渡、広域譲渡等の仕組み作り

6 捕獲犬等の情報提供の充実と抑留施設及び設備の充実

1頭でも多くの犬や猫が飼い主へ返還される機会を確保するため、全県の捕獲・抑留犬について県のポータルサイトにより情報提供を行っているところですが、新聞やラジオなどメディアの活用による飼い主探しも進めてまいります。

また、抑留施設及び設備については、引き続き犬猫の健康や個体管理等に配慮してまいります。

具体的取組

- 収容犬猫に関する情報提供媒体の拡大（新聞、ラジオ等）
- 収容施設及び設備の充実

＜基本目標２＞ 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ

施策３ 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

1 周辺の生活環境の保全

生活環境被害の防止のため、犬の飼い主へのマナーの向上の取組の推進、猫の飼い主への室内飼養の推進、所有者等のいない猫に対する無責任な餌やり行為の防止の啓発などの取組を強化してまいります。

また、多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、該当事例を探知した際には、地元市町村や福祉部局等関係機関との連携を強化しつつ、動物愛護センター・保健所職員等の専門職による飼養者への指導等も実施してまいります。

具体的取組

- 適正飼養に係るリーフレットの作成及び配布
- 福祉部局等関係機関との情報共有の仕組みの構築
- 市町村、町内会等と連携した多頭飼育問題対策の実施

2 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

世界では毎年約５万人が狂犬病で亡くなっています。万が一の病原体の国内侵入に備え、犬の登録及び狂犬病予防注射実施率のより一層の向上を図る必要があります。ラジオ・新聞等による広報に加え動物取扱業者による登録・注射に関する必要性の啓発、市町村・開業獣医師に対する狂犬病に関する講習会の開催、動物病院での未注射犬への接種の必要性の啓発及び市町村による「未登録犬の調査事業」などの取組を推進してまいります。

具体的取組

- 狂犬病に対する正しい知識の啓発
- 犬販売業者に対する登録・注射等の徹底

3 動物由来感染症対策の整備

国内での狂犬病発生時に備え、感染症対策の受け皿となる管理・検査体制を構築し、「狂犬病（疑い）発生時における対応マニュアル」に基づく実地訓練や机上訓練を、保健所、獣医師会、市町村などと連携し、定期的の実施してまいります。

また、他の動物由来感染症対策として、動物取扱業や動物展示施設などに対し、「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003」を遵守するよう監視・指導してまいります。

さらには、獣医師会や関係機関と連携して、人と動物の共通感染症についての情報収集や調査研究を実施し、これらの情報を県民に提供してまいります。

具体的取組

- 狂犬病発生を想定した定期的な実地訓練の実施
- 狂犬病検査の技術演習の実施
- 人獣共通感染症等に関する発生予防の啓発

4 飼い主のいない猫への対応

飼い主のいない猫からの出産を防ぐため、市町村、動物愛護団体、ボランティア、地域住民等の協力を得ながら、猫の不妊去勢手術をTNR（トラップ・ニューター・リターン）として実施してまいります。

さらに、猫の飼い主に対し、公開講座などを通じて、猫の室内飼養を啓発することにより、飼主のいない猫の出産の防止、猫に関する苦情の減少、交通事故による負傷猫の減少を図ります。

具体的取組

- TNRの実施の推進
- 猫の繁殖制限、室内飼養の啓発事業の充実

5 特定動物の適正管理の徹底

特定動物の飼養には、動物愛護管理法に基づく飼養許可が必要です。施設基準の遵守に加え、安易な飼養放棄の防止、逸走防止のための措置、逸走時の收容方法、マイクロチップ等による個体識別措置を徹底させるとともに、適正な保管について監視を強化します。

また、動物愛護管理法の改正により、新たに特定動物を愛玩目的で飼養することが禁止されたことについて、広報などにより周知してまいります。

具体的取組

- 特定動物立入実施要領に基づく指導の実施

施策4 所有明示（個体識別）措置の推進

捕獲・抑留された犬については、抑留施設（旧動物管理センター・保健所）及び市町村で公示されますが、飼い主が判明せず返還できない事例が多数あります。犬の首輪への鑑札や迷子札などの装着について、市町村、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し啓発することにより、所有明示の徹底を図ってまいります。

また、動物愛護管理法の改正により、犬猫へのマイクロチップの装着が義務化されたことから、獣医師会と連携し、飼い主や動物取扱業者に対し啓発してまいります。

具体的取組

- 迷子札やマイクロチップ装着の啓発
- 譲渡犬猫へのマイクロチップ装着の継続

施策5 動物取扱業の適正化

1 第一種動物取扱業登録等の遵守

依然として、動物取扱業者における不適正飼養の実態があることから、動物愛護管理法登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、動物愛護管理法の改正（令和元年）による動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、動物の販売場所を事業所に限定、犬猫の販売日齢の規制、犬猫の繁殖業者へのマイクロチップ装着・登録の義務付けなど、新たな規制について、監視や動物取扱責任者研修等を通じて、遵守の徹底を図ってまいります。

具体的取組

- 動物取扱業者に対する効果的・効率的な監視計画の作成と指導強化

2 動物取扱責任者研修の開催

動物取扱責任者は、適正飼養に関する知識及び技術の習得者である必要があり、特に、動物を初めて飼う方に対する動物取扱責任者からのアドバイスは、その動物が飼い主と一緒に生きていくためのスタートとなるものであり、極めて重要なものです。

このため、県では、動物取扱責任者に対し関係法令、動物の生理・生態・習性に関する知識、動物のしつけ方に関する知識、飼養保管方法に関する知識の習得を目的に研修を実施し、優良な動物取扱業者の育成に努めてまいります。

具体的取組

- 動物取扱責任者研修の内容の充実

3 動物取扱業者による飼い主への適正飼養の普及啓発

動物取扱業者は、購入者や利用者に対し、適正な飼養方法をはじめとした動物の取扱いに関する説明を行うことが求められており、これが適切に行われるよう動物取扱業者と連携して取り組んでまいります。

また、動物取扱業者で動物のしつけ方教室やふれあい教室など県の施策に関して協働できる事業者を、積極的に動物愛護推進員等に委嘱するなどし、動物の正しい愛護と管理のあり方について研鑽を重ねてもらい、優良な動物取扱業者の育成を目指してまいります。

また、この優良な動物取扱業者が中心となって業界活動が行われることにより、業界全体の資質が向上することを期待します。

具体的取組

- 犬猫販売業者による購入者（飼い主）への適正飼養の啓発の促進
- 優良動物取扱業者の動物愛護推進員委嘱

施策6 実験動物の適正な取扱いの推進

県内の大学や研究施設などの実験動物を取り扱う各施設において、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知、特に「3Rの原則」に基づく適正な取扱いや管理を徹底するよう呼びかけてまいります。

また、各施設における「飼養保管等基準」並びに「緊急時の計画」の策定状況について実態の把握に努めてまいります。

※ 3R＝苦痛の軽減(Refinement) 代替法の活用(Replacement) 飼養数の削減(Reduction)

具体的取組

- 実験動物飼養施設管理者の実態把握

施策7 産業動物における管理の適正化の徹底

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、県内の畜産業者や養鶏農家等に対し、畜産部局を通じて、家畜、家禽などの産業動物に対する動物愛

護の精神、適正な取扱い及び施設の管理などについて十分に指導してまいります。

具体的取組

- 畜産部局を通じて動物福祉の指導を実施

施策8 災害対策

大規模災害の発生などに備えて、平成23年2月に「秋田県災害時動物救護活動マニュアル」を作成し、公益社団法人秋田県獣医師会と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しました。当該マニュアルに従い各関係機関との連携を進め、さらに各場面における具体的活動についても検討してまいります。

東日本大震災等での動物救護活動を参考に、動物との同行避難を前提とした、動物愛護推進員による飼養動物の収容や一時預かり、えさの確保などの動物救援体制や、災害による負傷動物の手当にも対応できるシステムを構築することとし、獣医師会、市町村、動物愛護団体、ボランティア、動物取扱業者などと具体的な役割について協議を進めてまいります。

また、被災を想定し、県、獣医師会、市町村に加え、隣県等とも連携し、より広域的な被災動物の救援の実地訓練・机上訓練を、計画的に実施してまいります。

さらに、飼養施設の被災などにより特定動物が逸走することによる周辺住民への危害発生を防止するため、飼養施設の監視指導を強化するとともに、迷子犬や猫の飼い主を捜す手段として、個体識別に有効なマイクロチップの装着について、啓発してまいります。

具体的取組

- 動物救護活動マニュアルに基づく実地訓練等
- 一時預かりボランティアの育成
- 災害時の収容・保護機材等の備蓄
- 市町村の指定避難所におけるペット同行避難者受入体制の整備

＜基本目標３＞ 人と動物、動物を介して人と人々が楽しく交流する

施策９ 人材育成

１ 動物愛護推進員の委嘱

地域の実情を把握し動物愛護管理に関する取組を積極的に推進するリーダーとして、県内から広く動物愛護推進員を委嘱し、動物のしつけ方・ふれあい教室など地域に根ざした活動を行ってまいります。

動物愛護推進員に対しては、動物の正しい愛護と管理のあり方について学習・検討する意見交換会を実施してまいります。

具体的取組

- 動物愛護推進員の育成と協働
- 動物愛護推進員の委嘱

２ 動物愛護推進協議会の設置

県民代表、動物愛護団体、専門家、動物取扱業者、獣医師会、行政機関などによる動物愛護推進協議会を設置し、動物愛護推進員の委嘱、その活動に対する支援等、県の動物愛護管理施策を実施してまいります。

具体的取組

- 県の動物愛護管理施策に関する意見交換会の開催

３ ボランティアの育成、支援体制の構築

動物愛護センターを中心として、県内全域において数多くの動物愛護事業を展開していくためには、市町村や地域に根付いたボランティアとの協働が必要であり、そのためにボランティアの育成をするとともに、その活動に対する支援体制を構築してまいります。

また、動物愛護センターを中心に活動するミルクボランティア、お散歩ボランティア、お掃除ボランティア等についての具体的な体制を構築してまいります。

具体的取組

- 動物愛護ボランティア制度の拡充
- 動物愛護ボランティアへの支援

施策 10 動物愛護センターを拠点とした交流の場の提供

1 県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催

県内全地域における「動物のしつけ方・ふれあい教室」を定期的を開催することにより、「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」の基盤作りを推進してまいります。

県及び地域に根付いたボランティア並びに動物愛護推進員が協働し、計画的にプログラムを作成し進めていくことが重要であり、将来的にはボランティア主導によるしつけ方教室を、県内随所で実施してまいります。

具体的取組

- ボランティアや動物愛護推進員の育成と協働による開催
- ボランティア主導のしつけ方教室の開催

2 イベントにおける動物とのふれあいの場の提供

動物愛護フェスティバル、動物愛護センター譲渡犬同窓会及び公開講座などのイベント会場における犬や猫とのふれあい教室を、ボランティアや教育機関等との連携により実施し、人と動物、動物を介して人と人とが和む場を提供してまいります。

なお、動物とのふれあい事業を行う場合には、動物の健康管理に努めるとともに、動物に過度なストレスがかからないよう実施の方法を十分に考慮する必要があります。

具体的取組

- 犬猫同伴による動物愛護フェスティバルや譲渡犬猫同窓会の開催
- ふれあいイベント時の犬猫への負担軽減の検討
- 教育機関等との連携によるふれあい教室の開催

3 動物愛護センターにおける動物とのふれあいの場の提供

収容犬の中からトレーニングを施した犬を、しつけ方・ふれあい教室のデモンストレーションを行う犬（パートナー犬）として動物愛護センターに常

時配置し、犬のしつけに悩んでいる方やふれあいを望む方に対して個々に対応しています。

今後は、パートナー犬の増加やパートナー猫の飼養により、動物愛護センターでのふれあい事業を、積極的に推進してまいります。

具体的取組

- 動物愛護センターを会場としたパートナー犬猫によるふれあいの場の提供

4 動物による介在活動の促進

盲導犬及び介助犬等による福祉施設等の訪問等の介在活動を実施している愛護団体等の取組を支援してまいります。

具体的取組

- 動物愛護団体による介在活動の紹介

5 動物愛護センターを拠点とした動物愛護に関する総合的な取組の推進

動物愛護センターの5つの拠点（①動物の命をつなぐ拠点②体験・学習・交流の拠点③ボランティア活動の拠点④災害対策の拠点⑤「動物にやさしい秋田」の発信拠点）としての機能を活用し、行政、動物愛護団体、ボランティア及び獣医師会などの多様な主体による動物愛護の総合的な取組を推進してまいります。

また、計画の推進状況について評価及び検証を行ってまいります。

具体的取組

- 秋田犬などをテーマに「動物にやさしい秋田」のイメージを積極的に発信
- 動物愛護センターを拠点とした、各施策の推進
- 計画の推進状況の評価及び検証

第5章 計画の推進

～ 「殺処分ゼロ」を目指した県民運動の展開 ～

「殺処分ゼロ」を目指しながら「人と動物が調和しつつ共生する社会」を形成するためには、県民、動物愛護団体、ボランティア、行政が連携し、いわば「県民運動」として様々な取組を推進していくことが重要です。

また、こうした「動物にやさしい秋田」の取組を、様々な方法により、県内外に発信することにより、動物愛護の取組の輪の広がりや、県のイメージアップにつながることが期待されます。

第1節 県の取組

- (1) 県民、動物愛護団体、ボランティア等の理解、協力を得ながら、動物の愛護管理を推進するため、動物愛護推進員を委嘱し、その円滑な活動の支援等を行うため、動物愛護推進協議会を運営していきます。
- (2) この動物愛護管理推進計画に基づき、「重点的に推進する施策の方向」に則した施策について、具体的な実施計画を策定し、その計画の進行管理に努めます。
- (3) 県民、動物愛護団体、ボランティア、市町村などの主体的な取組に対して、技術的助言や情報提供を行います。

第2節 市町村に期待する役割

「人と動物が調和しつつ共生する社会」を地域に根ざしたものとするためには、地域住民に最も身近な行政機関である市町村の役割が重要です。また、改正動物愛護管理法により、市町村における条例による動物愛護管理担当職員の配置が努力義務とされたことから、市町村においては、犬の登録・狂犬病予防注射の推進とあわせて、県が進める施策と連携を図りながら、地域の実情に応じ、積極的に、動物愛護に取り組んでいくことが期待されます。

第3節 動物愛護団体等に期待する役割

「人と動物が調和しつつ共生する社会の形成」のためには、動物愛護団体やボランティアなどの民間の取組が重要です。動物愛護団体などは、動物の習性などに関する知識や科学的な根拠に基づく専門技術を習得するとともに、県の施策と連携しながら事業活動を展開することが期待されます。

第4節 事業者に期待する役割

動物取扱業者が、飼い主の手本として法令を遵守しながら、社会的役割を果たしていただくことが重要であり、動物愛護管理法で定められた購入者（飼い主）への事前説明を適切に行うなど、飼い主の責務や適正飼養についての普及啓発に努めていくことが期待されます。

第5節 動物の飼い主に期待する役割

動物の飼い主は、動物がその命を終えるまで飼い続ける責任を全うしていただくことが必要です。動物が快適・健康に暮らせるよう、動物の種類や習性などに応じて適正に飼養するとともに、人への危害や周囲への迷惑防止に努めるほか、むやみに繁殖させることのないように不妊去勢手術をすること、動物が自分の所有であることを明らかにするためのマイクロチップや迷子札を装着することに、自ら積極的に取組んでいただくことが期待されます。

第6節 県民に期待する役割

「人と動物が調和しつつ共生する社会」の形成のためには、県民一人ひとりが生命あるものを尊び慈しむ心を養うとともに、身近な飼養動物の習性や生理に関する知識の習得に努め、動物と正しくふれあうことが大切です。

また、多くの県民が動物愛護に係る様々な取組についてボランティアとして協力したり、行政に対し問題点の指摘や改善に向けた提案をしていただくことが期待されます。

○ 秋田県動物愛護推進協議会委員名簿

(敬称省略)

	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委員長	公益社団法人日本愛玩動物協会	村上 泉	関係団体
委 員	動物福祉ボランティア協会 中央地区リーダー	菅原 園子	関係団体
委 員	学校法人伊藤学園 秋田情報ビジネス専門学校 教員	鎌田 麻衣子	関係団体
委 員	特定非営利活動法人いぬ・ねこネットワーク秋田 理事長	保坂 美代子	関係団体
委 員	公益社団法人秋田県獣医師会 開業獣医師	柿野 淳	獣医師会
委 員	株式会社さがけデジタル 営業部部長	畠山 百合子	県民代表
委 員	秋田市大森山動物園 園長	小松 守	学識経験者
委 員	秋田市保健所衛生検査課 副参事	高橋 広志	行政機関
委 員	秋田県動物愛護センター所長	高橋 俊嗣	行政機関

○ 協議会の開催状況等

令和2年度第1回協議会 令和2年6月16日

- (1) 秋田県動物愛護推進協議会設置要綱の一部改正について
- (2) 秋田県動物愛護推進員の活動について
- (3) 秋田県動物愛護管理推進計画の改訂について

令和2年度第2回協議会 令和3年3月17日

- (1) 第3次秋田県動物愛護管理推進計画（素案）について

令和3年度第1回協議会 令和3年6月17日

- (1) 秋田県動物愛護推進員の推薦について
- (2) 秋田県動物愛護推進員の活動について
- (3) 第3次秋田県動物愛護管理推進計画パブリックコメント前素案について